

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案 対照表

○ **ゴシック部分**は修正部分、**傍線部分**は改正部分

○ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）（第一条関係）

修正案	修正案	現行法
<p>(基本理念)</p> <p>第一条の二 (略)</p> <p>2 この法律に基づく措置を講ずるに当たっては、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるべきことに鑑み、国民がその年齢、障害の有無その他の事情にかかわらず等しく、移動し又は施設を利用することができるよう、各施設等における移動等円滑化、複数の交通手段の間を結節する機能の強化その他の必要な環境の整備が図られなければならない。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p>	<p>(基本理念)</p> <p>第一条の二 (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p>

一 高齢者、障害者等 高齢者で日常生活又は社会生活に**心身**の機能上の制限を受けるもの、**障害者**その他日常生活又は社会生活に**心身**の機能上の制限を受ける者をいう。

二 移動等円滑化 高齢者、障害者等の移動又は施設の利用に係る**心身**の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上することをいう。

三〇十六 (略)

十七 特別特定建築物 不特定かつ多数の者が利用し、主として高齢者、障害者等が**利用し、又は災害が発生した場合に公衆の避難の用に供される**特定建築物であつて、移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定めるものをいう。

十八 建築物特定施設 出入口、廊下、階段、エレベーター、便所、**ホテル又は旅館の客室**、敷地内の通路、駐車場その他の建築物又はその敷地に設けられる施設

一 高齢者、障害者等 高齢者**又は障害者**で日常生活又は社会生活に**身体**の機能上の制限を受けるものその他日常生活又は社会生活に**身体**の機能上の制限を受ける者をいう。

二 移動等円滑化 高齢者、障害者等の移動又は施設の利用に係る**身体**の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上することをいう。

三〇十六 (略)

十七 特別特定建築物 不特定かつ多数の者が利用し、**又は**主として高齢者、障害者等が**利用する**特定建築物であつて、移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定めるものをいう。

十八 建築物特定施設 出入口、廊下、階段、エレベーター、便所、敷地内の通路、駐車場その他の建築物又はその敷地に設けられる施設で政令で定めるものをい

で政令で定めるものをいう。

十九〜二十八 (略)

(国の責務)

第四条 **国は、第一条の二の基本理念にのっ**

とり、移動等円滑化の促進のための施策を

総合的かつ計画的に策定し、及び実施する

責務を有する。

2 国は、高齢者、障害者等、地方公共団体、

施設設置管理者その他の関係者と協力して、基本方針及びこれに基づく施設設置管理者の講ずべき措置の内容その他の移動等円滑化の促進のための施策の内容について、移動等円滑化の進展の状況等を勘案しつつ、関係行政機関及びこれらの者で構成する会議における定期的な評価その他これらの者の意見を反映させるために必要な措置を講じた上で、適時に、かつ、適切な方法により検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(国の責務)

第四条

国は、高齢者、障害者等、地方公共団体、

施設設置管理者その他の関係者と協力して、基本方針及びこれに基づく施設設置管理者の講ずべき措置の内容その他の移動等円滑化の促進のための施策の内容について、移動等円滑化の進展の状況等を勘案しつつ、関係行政機関及びこれらの者で構成する会議における定期的な評価その他これらの者の意見を反映させるために必要な措置を講じた上で、適時に、かつ、適切な方法により検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

う。

十九〜二十八 (略)

(国の責務)

第四条 **(新設)**

国は、高齢者、障害者等、地方公共団体、

施設設置管理者その他の関係者と協力して、基本方針及びこれに基づく施設設置管理者の講ずべき措置の内容その他の移動等円滑化の促進のための施策の内容について、移動等円滑化の進展の状況等を勘案しつつ、これらの者の意見を反映させるために必要な措置を講じた上で、適時に、かつ、適切な方法により検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 国は、教育活動、広報活動等を通じて、移動等円滑化の促進に関する国民の理解を深めるとともに、**高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる支援その他の移動等円滑化の実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならない。**

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、**第一条の二の基本理念にのっとり**、国の施策に準じて、移動等円滑化を促進するために必要な**施策を総合的かつ計画的に実施するよう努めなければならない。**

（公共交通事業者等の基準適合義務等）

第八条 （略）

2 **公共交通移動等円滑化基準を定めるに当たっては、高齢者、障害者等のプラットフォームからの転落の防止その他旅客施設及び車両等における安全の確保に十分に配慮す**

2 国は、教育活動、広報活動等を通じて、移動等円滑化の促進に関する国民の理解を深めるとともに、**高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる支援その他の移動等円滑化の実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならない。**

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、国の施策に準じて、移動等円滑化を促進するために必要な**措置を講ずるよう努めなければならない。**

（公共交通事業者等の基準適合義務等）

第八条 （略）

（新設）

2 国は、教育活動、広報活動等を通じて、移動等円滑化の促進に関する国民の理解を深めるとともに、**その実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならない。**

るものとする。

3・4 (略)

5 公共交通事業者等は、第一項又は前項の規定に基づき措置を講じようとするときは、あらかじめ、高齢者、障害者等の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならぬ。

6・7 (略)

(旅客施設及び車両等に係る基準適合性審査等)

第九条 (略)

2 (略)

3 主務大臣は、新設旅客施設等のうち車両等(第一項の規定により審査を行うものを除く。)若しくは前項の政令で定める法令の規定若しくは同項の規定による届出に係る旅客施設について前条第一項の規定に違反している事実があり、又は新設旅客施設等について同条第三項の規定に違反している事実があると認めるときは、公共交通事業

2・3 (略)

(新設)

4・5 (略)

(旅客施設及び車両等に係る基準適合性審査等)

第九条 (略)

2 (略)

3 主務大臣は、新設旅客施設等のうち車両等(第一項の規定により審査を行うものを除く。)若しくは前項の政令で定める法令の規定若しくは同項の規定による届出に係る旅客施設について前条第一項の規定に違反している事実があり、又は新設旅客施設等について同条第二項の規定に違反している事実があると認めるときは、公共交通事業

者等に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができらる。

(公共交通特定事業の実施)

第二十八条 (略)

25 (略)

6 公共交通事業者等は、公共交通特定事業計画を定め、若しくは変更し、又はこれに基づき公共交通特定事業を実施しようとするときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、高齢者、障害者等の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

(事故の情報の把握等)

第五十二条の三 国は、高齢者、障害者等が

日常生活又は社会生活において利用する施設等における高齢者、障害者等の生命又は身体に係る事故のうち、当該施設等の構造又は設備に起因するものに関する情報を把

者等に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができらる。

(公共交通特定事業の実施)

第二十八条 (略)

25 (略)

(新設)

(新設)

握し、これに基づいて必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表しなければならない。

○ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）（第二条関係）

（ゴシック部分）は第一条関係の修正部分・傍線部分は第二条関係の改正部分・**波線部分**は第二条関係の修正部分

<p>修正後（第二条関係）</p> <p>（公共交通事業者等の基準適合義務等）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2・5（略）</p> <p>6 公共交通事業者等は、高齢者、障害者等に対し、これらの者が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援を適切に行うよう努めなければならない。</p> <p>7・8（略）</p>	<p>修正前（第二条関係）</p> <p>（公共交通事業者等の基準適合義務等）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 公共交通事業者等は、高齢者、障害者等に対し、これらの者が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援を適切に行うよう努めなければならない。</p> <p>5・6（略）</p>	<p>修正後（第一条関係）</p> <p>（公共交通事業者等の基準適合義務等）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2・5（略）</p> <p>（新設）</p> <p>6・7（略）</p>	<p>修正前（第一条関係）</p> <p>（公共交通事業者等の基準適合義務等）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（新設）</p> <p>4・5（略）</p>
--	---	---	---